

## 第5章 産業が元気なまちづくり

---

第1節 農業

第2節 商工業

第3節 労働環境

## 第5章 産業が元気なまちづくり

### 第1節 農業

#### 1 農業振興

関連するSDGs



#### 将来のまちの姿

都市生活と農業が共存し、新鮮な食材が身近に手に入る豊かな暮らしや実り豊かな風景が守られているまち

#### 現況と課題

農業をとりまく環境は、農業従事者の高齢化・担い手の不足、耕作放棄地の増加など大変厳しい状況にあります。

一方で、都市農業が果たしてきた新鮮で安全な農産物の供給に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験・学習の場、農業に対する理解の醸成等の多面的機能が評価され、都市農業・都市農地の保全に対する都市住民の意識が高まっています。

国においては、平成27（2015）年4月に施行された都市農業振興基本法に基づいて都市農業振興基本計画を策定し、これまで「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を、「都市にあるべきもの」と明確に位置づけ、必要な施策の方向性を示しました。

本市においても、人口減少・少子高齢化や財政制約等の社会情勢の変化に対応し、農業者、市民、農業協同組合などの関係団体がそれぞれの役割を担い、お互いが協力・連携して農業振興を進めていく必要があります。

#### 基本方針

生産・出荷の効率化、消費者に近い都市農業の利点を活かした展開等を支援し、農業所得の向上を図ります。

また、意欲的な農業者への支援を集中して行うため、経営の拡大や効率化に取り組む中心となる経営体を明確にするとともに、新たに農業に取り組む人材の確保・定着化を推進します。

(1) 農業所得の向上

① 道の駅やちよのブラッシュアップ\*

- 運営継続及び改修等の必要性の検討を含めた施設の在り方を始めとして、運営改善や既存事業の見直しと磨き上げを行い、ポテンシャル\*を十分活かした利活用を図ることに併せて、新たな魅力や価値を創出し、「目的地＝農業的ビジネスチャンスの拠点」となるような施設へと変革していきます。

② 地産地消\*の拡大

- 生産・販売の両面を強化し、農業所得の向上を図ります。

③ 特産品の生産・販売の強化

- ニンジン、ネギ、ナシ、生乳の生産・販売の強化に取り組みます。

④ 付加価値の高い農業経営の支援

- コスト削減と収益拡大に向けた取組を支援します。

⑤ 農業災害や被害への対応

- 防災・減災への対応や、病害虫・有害鳥獣対策に取り組みます。

(2) 農業を担う多様な人材の確保・育成

① 新規就農者の確保・育成

- 本市の営農環境にマッチした新規就農を推進するとともに、新規就農者の定着化を支援し、新たな農業経営者として確保・育成します。

② 既存の農業者の育成

- 人・農地プランの実質化を推進し、経営の拡大や効率化を目指す中心となる経営体を明確化するとともに、経営の拡大や効率化に向けた支援を行います。

③ 農業の応援者の確保・育成

- 本市の農業を応援する人材を確保・育成するため、市の農業への理解を促進し、市民の農業への参画を図ります。

\*ブラッシュアップ：ブラシをかけるように磨き上げるという意味を持ち、現状よりも良い状態を目指して、洗練させ完成度を高めること

\*ポテンシャル：潜在能力という意味

\*地産地消：地元で生産されたものを、地元で消費すること

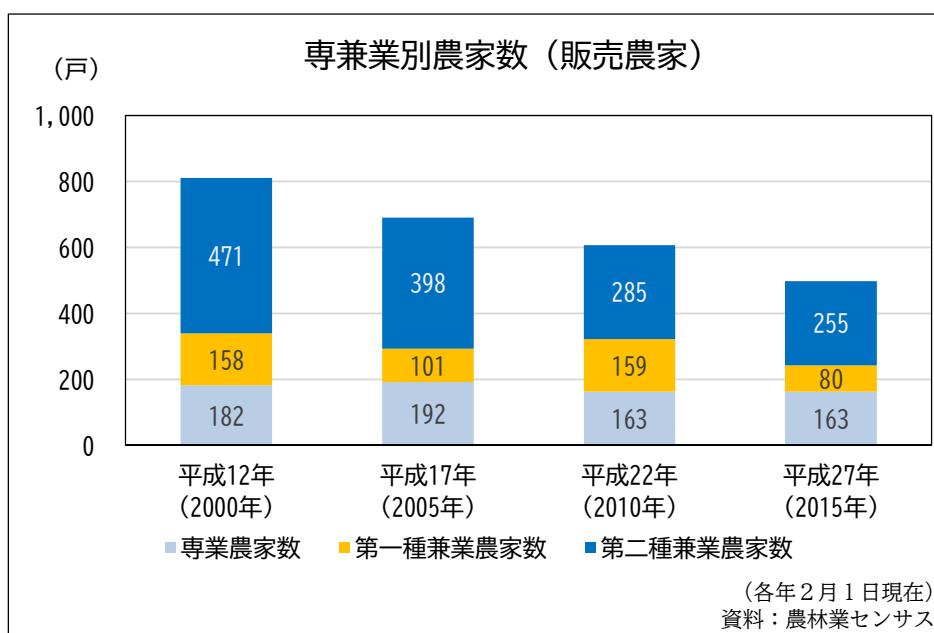
指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
体験農園利用者数	28,450人	29,000人
有害鳥獣捕獲駆除数	66頭	150頭
認定農業者*数(経営体数)	93件	108件
家族経営協定の締結件数	31件	37件

主な事業

- ▶ 農業の郷運営管理事業
- ▶ 農業振興事業
- ▶ 園芸振興事業
- ▶ 畜産振興事業

- 関連する個別計画：八千代市第2次農業振興計画



\*認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと



道の駅やちよ



梨園

## 第1節 農業

### 2 農地保全

関連するSDGs



#### 将来のまちの姿

生産基盤の整備や農業経営体の育成が進み、多様な消費者ニーズに応えられる都市型農業が確立したまち

#### 現況と課題

市の北部は農業振興地域に指定され、農業を中心とした土地利用がなされる一方、南部を中心とした地域においては、生産緑地に指定されているところもあり、住宅地と共存した営農が展開されています。

本市の水田は0.5ha以上の区画割合が多く、県下トップクラスの整備水準となっていますが、未整備の水田も残されています。また、畑については、機械作業に適した整形の畑が少なく、規模拡大に必要な農地を確保することが難しい状況にあります。

耕作放棄地については、県内でも比較的早いペースで増加しています。

農業経営に必要な優良農地を確保するため、未整備の水田は、国・県の事業を活用して整備を行っていく必要があります。また、畑・樹園地は、農業機械の導入や長期の利用など、担い手が条件に合う農地を確保できるよう対応が必要です。

農地が減少傾向にある中、露地野菜、水田、酪農といった一定の農地面積を必要とする農業の生産基盤を守り、また、食育、災害時の避難場所、水源涵養\*などの多面的機能を発揮するためには、耕作放棄地の有効利用や増加防止に取り組むとともに、適切な量の農地を維持することが必要です。

#### 基本方針

未整備の農地を整備し、耕作しやすい農地にするとともに、規模拡大を志向する農業者への農地の集積や新規就農者の農地の確保を推進します。

\*涵養（かんよう）：地表の水が地下に浸透し、地下水となること

## 施策内容

### (1) 農地の整備と担い手への集積

#### ① 農地の整備と保全

- 水田の整備や、畑の区画拡大を促進するとともに、農業生産のために活用する農地の適切な保全に取り組みます。

#### ② 担い手の農地等の確保

- 経営拡大を志向する担い手の農地確保の意向を把握するとともに、土地持ち非農家や廃業する農業者などの農地の出し手を対象とした貸与を希望する農地の掘り起こしに取り組み、担い手の効率的な経営拡大を支援します。

## 指標

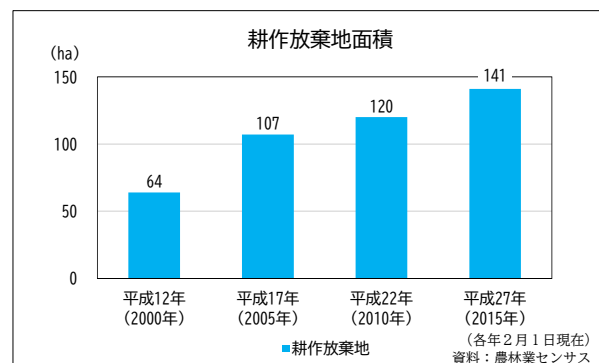
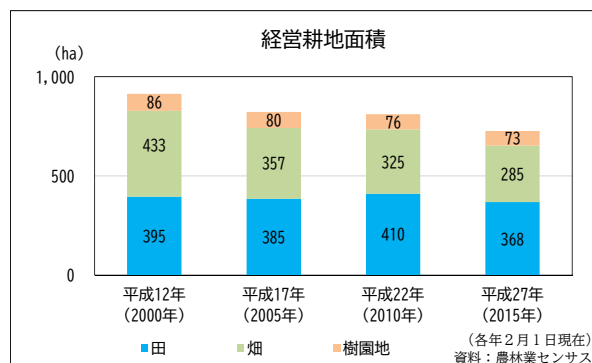
区分	現況値	目標値(令和6年度末)
水田の再基盤整備面積	306.5 ha	342.1 ha
担い手への農地集積面積	278.4 ha	335.6 ha

## 主な事業

▶ 農業振興地域整備計画策定事業

▶ 水田再基盤整備事業

● 関連する個別計画：八千代市第2次農業振興計画



## 第2節 商工業

### 1 商業

関連するSDGs



#### 将来のまちの姿

多様化する消費者ニーズに対応した魅力ある個店や商店会が増え、身近な買い物の場、交流の場としてにぎわいのあるまち

#### 現況と課題

本市の商業は、経営者の高齢化や少子高齢化の進行による後継者不足や消費需要の低迷といった問題が深刻化しており、厳しい経営環境下にあります。

消費者の生活スタイルや消費スタイルが多様化する中で、キャッシュレス決済\*の導入やインターネットを活用した商品情報の提供、後継者の育成などが必要となっています。

商店街については、高齢化社会の中で地域住民の身近な買い物の場、交流の場として、個店の魅力を高めつつ、消費者の利便性などを的確に捉え、大規模小売店舗とともに地域と密着した商店街への変革が求められています。

#### 基本方針

事業者及び商店会の自主的な取組をもとに、国や県及び商工会議所などの関係機関と連携し、市民の理解と協力を得ながら、商業の活性化のための研究や施策を推進します。

また、身近な買い物の場、交流の場としての商店街の存続のため、消費者ニーズに対応できるよう、時代に即した商業の振興を図ります。

#### 施策内容

##### (1) 商業の振興

###### ① 新たな事業展開や経営力強化に向けた支援

- 商工会議所との連携のもと、産学官協同による商業に関する調査・研究を実施するなど、成長が見込まれる新分野への進出や新たなサービスなどの開発に向けた取組に対して支援します。
- 農・商・工・観光の連携による特産品等の開発、商品化や広報活動の取組に対して支援します。
- 商工会議所との連携のもと、研修会・講演会を開催するなど経営情報の提供を行うとともに、経営相談・事業承継について支援します。また、市内での創業につなげるため、創業支援等事業計画に基づき新規創業希望者を支援します。

\*キャッシュレス決済：お札や小銭などの現金を使用せずにお金を払うこと



- 金融機関及び千葉県信用保証協会と連携して、中小企業者の円滑な資金調達を可能にするよう金銭面から支援します。

## ② にぎわいのある商店街の形成

- 商業の振興や商店街の活性化を図るため、商業団体が行うにぎわいを創出するためのイベントなどの取組を支援します。
- 商工会議所との連携のもと、中小小売店舗と大規模小売店舗との共存共栄を図るため、必要な施策に取り組みます。また、UR都市機構や商業団体などとの協議のもと、空き店舗対策に取り組みます。

## ③ 商店街環境整備の促進

- 魅力的な商店街を形成するため、景観の統一性、利便性、安全性などのための共同施設・設備の適正な維持・管理を支援します。

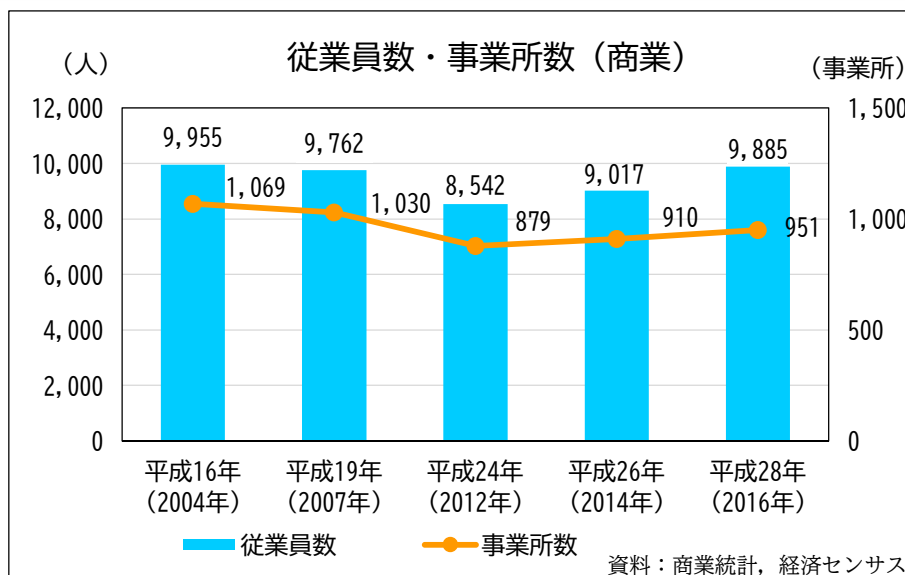
### 指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
商店街の空き店舗率	11.1%	7.4%
小売業の年間商品販売額	165,995百万円	現状維持

### 主な事業

- ▶ 創業支援事業
- ▶ 商工振興事業
- ▶ 中小企業資金融資事業

- 関連する個別計画：八千代市創業支援等事業計画



## 第2節 商工業

### 2 工業

関連するSDGs



#### 将来のまちの姿

常に将来需要を予測した新たな技術や製品の開発に取り組む工業が営まれているとともに、調和のとれた住環境と操業環境が整ったまち

#### 現況と課題

市内には、昭和39（1964）年に八千代工業団地、昭和47（1972）年に上高野工業団地、昭和51（1976）年には吉橋工業団地が造成分譲されており、この3つの工業団地が工業の中心となっています。

工業を取り巻く情勢は、社会経済のグローバル化や情報通信技術の進展など、目まぐるしく変化しています。

資源の確保や原材料価格の乱高下などの企業経営を圧迫する要因に耐えうる収益構造への変革や、CO<sub>2</sub>の排出削減に対応した技術革新、AIやIoTなどの次世代技術の活用による経営革新などが求められています。

自らが持つ経営資源と技術革新への取組により、付加価値生産性を高め、経営基盤を強化することが必要となっています。

#### 基本方針

商工会議所などの関連機関と連携し産学官連携などを通じた産業基盤の強化や技術開発力の向上を図ります。

また、市民の理解と協力を得ながら、事業者が本市で継続して操業できるよう操業環境の保持を図ります。

#### 施策内容

##### （1）工業の振興

###### ① 既存工業の活性化の促進

- 県、商工会議所などの関係機関・団体及び市内工業者団体との連携により、既存工業の振興に取り組みます。

###### ② 新たな事業展開や経営力強化に向けた支援

- 商工会議所との連携のもと、産学官の協同による工業に関する調査・研究を実施するなど、成長が見込まれる新分野への進出や新たな技術などの開発に向けた取組に対して支援します。

- 商工会議所との連携のもと、研修会・講演会を開催するなど経営情報の提供を行うとともに、経営相談・事業承継を支援します。また、市内での創業につなげるため、創業支援等事業計画に基づき新規創業希望者を支援します。
- 金融機関、千葉県信用保証協会と連携して、中小企業者の円滑な資金調達を可能にするよう金銭面から支援します。

### ③ 異業種交流の促進

- 新たな製品やサービスを開発するため、商工会議所との連携のもと異業種交流を促進します。

### ④ 良好な操業環境の確保

- 現在市内で操業している企業の転出を防ぐとともに、工場と住宅それぞれが共生していくため、相互理解を深め、操業環境が確保されるよう努めます。

## 指標

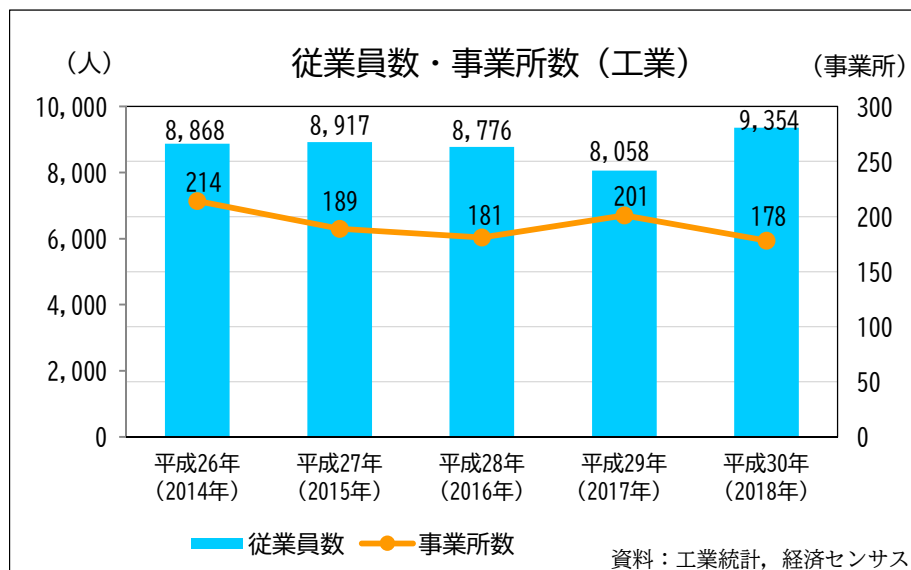
区分	現況値	目標値(令和6年度末)
1 事業所当たりの年間出荷額	1,907 百万円	1,926 百万円

## 主な事業

▶ 商工振興事業

▶ 中小企業資金融資事業

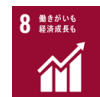
● 関連する個別計画：八千代市創業支援等事業計画



## 第3節 労働環境

### 1 就業・雇用

関連するSDGs



#### 将来のまちの姿

事業者が必要な人材を常に雇用できるとともに、働きたい人みんなが働くことができる就業機会が整ったまち

#### 現況と課題

厳しい雇用情勢の中、安定的な雇用への対応として、国により女性活躍促進法、ニッポン一億総活躍プランなどが打ち出され、平成31（2019）年4月からは、働き方改革関連法が順次施行される中、令和2（2020）年1月に国内感染が確認された新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により多くの企業・事業者が経営危機に陥っており、より一層の雇用対策が求められています。

少子高齢化による労働力不足の問題については、高年齢者\*の活用や家庭と仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス\*）の推進が必要であり、引き続き国・県・市・事業者などが連携して取り組むことが求められています。

#### 基本方針

少子高齢化社会の中で経済の活力を維持していくため、国・県や商工会議所などの関係機関と連携・協力しながら、地域職業相談室における相談体制の充実、企業とのマッチングなど、就労・雇用を支援します。

#### 施策内容

##### （1）就業の実現と安定

###### ① 失業者の就業支援

- 船橋公共職業安定所（ハローワーク船橋）と連携し、ハローワークの出先機関である「地域職業相談室」における相談体制の充実を図り、失業者の就業を支援します。
- 関係機関等と連携した就労セミナーの開催や就労希望者と企業とのマッチングを促進します。

\*高年齢者：高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の定義では、55歳以上の人

\*ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」の意味。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること

## ② 若年者の就業支援

- 国・県の連携のもとに関係部局が協力し、就職氷河期世代を含む若年無業者及び新規学卒者の就業を支援します。

## ③ 高齢者等の就業促進

- 雇用促進奨励金制度を活用し、高齢者及び心身障害者等の就業機会の増大を図ります。
- 国・県の連携のもとに関係部局が協力し、高齢者や女性の再就職支援及び障害者の就業を促進します。

### 指標

区分	現況値	目標値(令和6年度末)
「八千代地域職業相談室」に求職相談した人の就職率	17.1%	19.6%

### 主な事業

- ▶ 雇用対策事業

